

港区立母子生活支援施設指定管理者候補者公募における質問回答

質問項目		質問内容	回答
1	公募要項 1ページ	施設の概要について 入所者支援(送迎、通院同行等)に用いるため、1台分の駐車場を確保できることが望ましいと考えていますが、1台分の駐車場の確保は可能でしょうか。	駐車スペースはありません。
2	公募要項 1ページ	施設の概要について 利用世帯が日常的に使用する自転車について、必要数の自転車置き場があることが望ましいと考えていますが、利用世帯が使用する自転車置き場の確保は可能でしょうか。	施設入居者用の自転車置き場があります。(1世帯に1台)
3	公募要項 1ページ	施設の概要について 提示された図面では、公衆電話の設置が明示されていません。携帯電話を持つことができない母子が利用するための、ピンク電話(特殊簡易公衆電話)の導入は可能でしょうか。	区がピンク電話(特殊簡易公衆電話)を導入することは考えていません。 特殊簡易公衆電話を導入する場合には、事業者の責任及び費用負担において行う自主事業として行ってください。
4	公募要項 2ページ	利用対象者について DV避難世帯や乳幼児を養育する世帯等、母子生活支援施設にて支援を要する世帯について、一定数の被保護世帯等の困窮世帯が含まれると予想されますが、利用対象世帯には被保護世帯が含まれると解して良いか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。
5	公募要項 2ページ	利用期間について 法上は母子生活支援施設に利用期間の定めはありませんが、運用上の利用期間の定めはありますでしょうか。 また、緊急一時保護については、2週間、1か月等、各自治体の運用によって利用期間に違いがありますが、港区においてあらかじめ定めはあるか、ご教示ください。	利用期間について、運用上の定めはありません。 なお、緊急一時保護事業は、指定管理業務とは別の業務です。ので、ご注意ください。
6	公募要項 3ページ	緊急一時保護について 緊急一時保護では入所判定会議による決定が困難と考えられるが、緊急一時保護の入所決定の手順と、所管課について、ご教示ください。	緊急一時保護の利用決定は、子ども家庭課が行います。 なお、緊急一時保護事業は、指定管理業務とは別の業務です。ので、ご注意ください。

7	公募要項 3ページ	職員体制について	10世帯の定員から想定される国基準等による職員体制では、宿直体制の維持が困難であると推察されます。今回指定管理の応募にあたり、緊急一時保護業務を付帯事業とし、一体的な運用による職員体制の確保を考慮してよいか、ご教示ください。	職員配置については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第63号)、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び今回、区が公募要項で示した基準を満たすこととし、加えて宿直体制、4週8休のローテーションが組める人員体制を提案してください。なお、緊急一時保護事業は、指定管理業務とは別の業務ですので、ご注意ください。
8	公募要項 4ページ	夜間等の館内入退出に関する利用条件について	母子生活支援施設は生活施設のため、夜間等時間外の館内入退出が想定されます。メイン出入口のみEVの使用が可能です。就労等による夜間入退出、ベビーカーの使用による朝夕の入退出、日中の一般利用者の4階部分への入退出制限、階段部分の出入口の開錠等認証方法など、設備との関連で想定される条件について、現時点で可能な範囲でご教示ください。	施設にはオートロックシステムの独立した出入口と、出入口と4階フロアを直通する9人乗りの本施設専用エレベーターを整備します。出入口の開錠について、入所者は、日中は自身で行い、夜間については職員がモニターでチェックし、対応することを想定しています。来訪者については、すべて、事務室のモニターでチェックし、施設内への立ち入りを管理します。
9	公募要項 4ページ	保安設備について	防犯カメラ、入退出管理のほか、施設に設置される保安設備について、どの程度設置される予定か、可能な範囲でご教示ください。	防犯カメラを複数台設置します。入退室管理は、オートロックシステムで管理します。非常警報設備(119番・110番通報装置)を設置します。
10	公募要項 5ページ	情報機器について	法人内の業務合理化のため、インターネット回線を用いない法人専用のVPNネットワークを構築し、日常業務管理グループウェア、サーバー管理型の会計システム等を使用しています。この法人ネットワークの使用が可能かご教示ください。	「港区情報安全対策指針」を厳守し、漏えいの防止等の適切な管理に努めることにより、使用可能ですが、指定管理者決定後、区と協議をしてください。
11	公募要項 6ページ	地域との連携について	港区要保護児童対策地域協議会は、関係機関との連携、協議において、重要な会議体であると考えられるため、可能であれば加入させていただきたいのですが、加入は可能でしょうか。	加入する予定です。

12	公募要項 8ページ	運営経費について	令和3年4月1日開設ですが、経費の計算は最初から10世帯入居で考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。
13	公募要項 9ページ	運営経費について	「その他経費」の内訳の具体的な内容を教えてください。	「事務管理費」は、本部等による施設支援に係る人件費等、会議費、出張費、「運営費」は、本部等による施設支援に係るシステム維持管理費、賃借料、光熱水費等になります。経費の計上にあたっては、一括計上は不可ですので、必ず内訳を記載し、本部が担う役割や業務内容、利益の算定方法など積算根拠を明らかにする資料を必ず添付してください。
14	公募要項 9ページ	備品購入の取扱いについて	備品購入費は「令和3年度受託経費見積書」に含むのか、それとも指定管理者が決定したら、別途その事業者と協議して購入していくのでしょうか。	1点予定価格(税込)5万円以上の備品については、指定管理者と協議して区が購入します。ただし、予定価格(税込)5万円未満の消耗品購入については、受託経費として管理運営経費に計上してください。
15	公募要項 9ページ	備品購入の取扱いについて	施設の初度調弁にあたる備品購入額について、上限額が想定されるならば、ご教示いただきたい。	施設の初度調弁にあたる備品については、指定管理者と協議して、すべて区が調達します。
16	公募要項 13ページ	申請書類(預金残高証明書)について	社会福祉法人全体を指しているのか、新規事業なので法人本部を指しているのかお示ください。	社会福祉法人全体の預金残高証明書の提出をお願いします。
17	公募要項 13ページ	申請書類(納税証明書)について	社会福祉法人のため納税証明書がありませんが、提出しなくてもよろしいですか。	非課税である旨が記された証明書(納税証明書「その1」「その3」)を提出してください。
18	公募要項 13ページ	母子生活支援施設及び類似施設の運営実績について	類似施設とは、緊急一時保護事業の範囲なのか、広く児童福祉法に定める事業程度までを指しているのか、お示ください。また、その他とありますが、具体的にどのような内容の記載を求めているかお示ください。	母子保護に関する事業を実施する類似施設の運営について記載してください。「その他」は、施設の管理運営に関して特筆すべき事項があれば記入してください。
19	公募要項 15ページ	提案事業について	提案事業について、提出書類の事業運営計画⑪～⑰の支援内容以外で、施設内支援の提案事業を記載したらよいのか、お示ください。	お見込みのとおりです。

20	公募要項 15ページ	提案事業と自主事業 の違いについて	様式25の提案事業と、様式30の自主事業の違いは何 であるか、またどのような内容を求められているのか を、お示してください。	提案事業は、施設の目的に合致し、かつ、基本事業に付加 して行う事業を想定しており、実施に要する経費は、指定管 理料に含まれます。 自主事業は、施設の目的に合致し、かつ、基本事業の実施 を妨げない範囲において、自己の責任及び費用負担におい て行う事業で、実施に要する経費は、指定管理料に含まれ ません。
21	公募要項 15ページ	自主事業について	当然母子生活支援施設を主体として事業を実施しま すが、自主事業はそれに付随して、それとも組み入れて、 はたまた母子生活支援施設＋緊急一時事業＋自主事 業(プラスα)として実施するのか。その位置付けをお 示してください。 また、この自主事業の財源が必要な場合、法人・施設 で確保するのか、それとも港区等の予算措置が見込ま れるのか、お示してください。	自主事業については、公募要項3ページ(3)自主事業に記 載のとおり、施設の目的に合致し、かつ、基本事業の実施を 妨げない範囲において、自己の責任及び費用負担におい て行う事業です。 また、自主事業の財源は、事業者の負担となります。 なお、緊急一時保護事業は、指定管理業務とは別に行いま すので、ご留意ください。
22	公募要項 15ページ	複合施設のメリットを 生かした他施設との 連携について	児童相談所や子ども家庭支援センター等との連携の提 案について、もし予算措置が必要な場合、その予算は 当該施設の予算に組み入れた形で提案してもよろしい でしょうか。	お見込みのとおりです。
23	公募要項 18ページ	第二次審査について	施設長予定者が出席ということですが、プレゼンテー ションには法人の関係者は出席できますでしょうか。ま たその者もプレゼンに加わることは可能でしょうか。可 能な場合、何人まで出席できますでしょうか。	プレゼンテーションには施設長予定者を含む、法人関係者3 人程度の参加が可能です。参加人数については、選考委員 会で決定し、お知らせします。
24	公募要項 21ページ	開設準備について	開設準備室は港区内でないといけませんか。	施設の引渡しは令和3年3月1日(予定)になりますので、3月 は施設内で開設準備をすることができます。2月につきましては、法人で執務場所を用意して開設準備をしていただきま すが、港区内でなくてもかまいません。

25	公募要項 21ページ	開設準備経費について	令和3年2月～3月の2か月間の開設準備期間について、係る人件費、光熱水費以下の諸経費の計上は、令和2年度とするのか、指定管理費の計上はどのようにすればいいでしょうか。	開設準備は、指定管理とは別に、令和2年度に委託契約を締結します。 そのため、開設準備経費は指定管理料には計上しないでください。
26	平面図	居室の和室について	図面では和室になっていますが、畳をフローリングに変更していただくことはできませんか。	平面図は和室になっていますが、公募説明会でもお話ししましたとおり、床材はフローリングに変更となります。
27	平面図	台所のコンロについて	ガスでしょうか、IHでしょうか。	ガスコンロを利用します。
28	その他	シェルター機能について	港区の考え方を教えてください。(シェルター機能を持つと地域との関わりに制約が生じるため)	本施設では、DVシェルターとしての利用は想定していません。 DV加害者からの追跡のおそれが高い母子を保護する場合、区外の母子生活支援施設を広域利用し、母子の安全を確保します。
29	その他	受け入れ世帯について	多子世帯の受け入れはしないと考えてよいでしょうか。	未就学児3人程度の世帯であれば、利用は可能と想定しています。多子世帯で、かつ、本施設での受け入れが困難な場合には、他の施設をあっせんし、母子を保護します。